

# アメリカ合衆国におけるゼロ・トレランス生徒懲戒 方針の歴史的起源

—ロサンゼルス市学区の事例研究—

船木 正文

The Historical Roots of “Zero Tolerance” School Discipline Policy in U.S.  
: A Case Study on Los Angeles City School District

Masafumi FUNAKI

## はじめに

筆者は1990年代以降のアメリカ合衆国の生徒懲戒のゼロ・トレランス方針を批判的に論じる言説と主要な調査結果を考察し、さらにはゼロ・トレランス方針の代替策として実践されている修復的司法の取り組みに注目してきた。本稿では、アメリカ合衆国でゼロ・トレランス方針が成立する経緯と背景について、ジュディス・カフカ著『アメリカ合衆国の公立学校教育における「ゼロ・トレランス」の歴史』<sup>(1)</sup>に依拠して考察する。カフカは同書で、アメリカ合衆国の生徒懲戒の歴史を概観しつつ、第2次世界大戦後のカリフォルニア州ロサンゼルス市学区の生徒懲戒の権限や制度のあり方が1950年代以降変遷する経緯と背景を検証している。カフカによれば、厳罰的なゼロ・トレランス方針を採用したロサンゼルス市学区の事例は全米の都市部の学区の生徒懲戒の歴史の先駆けとなる象徴的事例であり、他の都市部はロサンゼルス市と同じ軌跡をその後辿っている。<sup>(2)</sup>

ゼロ・トレランス方針はロサンゼルス市学区教育委員会のトップダウンの懲戒方針として成立したが、その過程では学校現場 (school-site) の教師・校長、生徒や親、市民、活動家等の要求や利害が人種問題を背景に各層各様に交錯していた。学校現場の教師・校長による生徒懲戒の権限と裁量権に対する生徒・親等からの反発や不信あるいは生徒懲戒の権限の制限を訴える要求があった。また、学校における生徒の教育と生徒懲戒の各々の営為の区別あるいは分掌と教育委員会当局への生徒懲戒の権限と責任の委譲、学校に配置された警察官や学校安全職員の生徒懲戒に関与する権限と責任をめぐる議論が交わされた。

以下、カフカのゼロ・トレランス方針が成立する経緯とそこで展開された議論と対立

構図を検証した時代史的叙述をもとに要約的に整理し考察する。なお、本稿のテーマである生徒懲戒は、カフカが同書で用いる school discipline の訳語であるが、その定義についてはカフカは言及していない。本稿では基本的に「生徒懲戒」と訳すが、「生徒の規律（の維持）」や「生徒懲戒（処分）の決定」と訳す方が文意に沿うと思われる箇所もあり、文脈によって意識している。

## 第1章 ロサンゼルス市学区のゼロ・トレランス方針の歴史的起源と論点 —学校現場から学区教育委員会への生徒懲戒権の集権的委譲—

### 第1節 学区・学校をめぐる概況

カフカはロサンゼルス市学区の生徒懲戒の権限が学校現場から学区教育委員会に権限を集中する中央集権化の経緯について、1950年代から1970年代まで時期区分し検証している。カフカはロサンゼルス市学区の事例を通して第2次世界大戦後アメリカ合衆国で生徒懲戒の制度が変遷する経緯と背景・理由について次のように指摘している。「1950年代半ばから1970年代後半までの間ロサンゼルス市の学校で生徒懲戒の一定程度の権限を教育委員会当局に委譲し学区全体の中央集権化した方針を採用したアメリカ合衆国で先駆的な都市の一つになった。……ロサンゼルス市学区教育委員会は地元の教員組織に対する直接的な対応として社会秩序の維持を名目に教室の中の教師の責任を制限することを成文化しそしてその方法として中央集権化した規程と規則を定めるよう奨励した」。<sup>(3)</sup>そして、カフカはこの時期に生徒懲戒の管理権を学校現場の教師・校長から学区教育委員会に委譲するロサンゼルス市はしばしばリーダーで手本を示す市であったし、生徒懲戒の実施・規程・一般理念が第2次世界大戦後非常に急速に変更する方法と理由を理解する上での原型として用いられ、さらにはロサンゼルス市の事例を通してゼロ・トレランス方針の歴史的起源を振り返ることは、ゼロ・トレランス方針の生成過程を理解する手助けになると指摘している。<sup>(4)</sup>

以下、当該期の学区・学校をめぐる概況、生徒懲戒のあり方を批判する生徒・親・市民さらには教師達の要求、これらの要求に対する教育委員会の対応、生徒懲戒に関与する警察官・学校安全職員の学校配置、生徒懲戒における体罰禁止と親代わり論の終焉等の要点に注目して考察する。

そこでまず、当該期の学区・学校のおおよその状況について言えば、1950年代半ばロサンゼルス市はアメリカ合衆国でニューヨーク市に次ぐ大きな学区であった。生徒人口が急激に増加し全体で約50万人の生徒数を有し、とくにアフリカ系とメキシコ系の生徒が通学する学校は生徒数が過大で経験が乏しい教師が教えカフェテリアや図書館の設備も白人の学校に比べ劣っていた。学区は制度として人種隔離策をとっていなかったが、生徒は事実上人種的に隔離された学校に通学し学校間で不平等があった。<sup>(5)</sup>

1960年代市ではマイノリティの人口が急速に増加し生徒数も約62万人以上に増え、

マイノリティグループが学校統治にある程度形式的に関与していたが、学区は白人が支配する制度が続いた。1966年の人種・民族調査によれば、生徒人口の人種構成比では白人は約56%、アフリカ系は21%、メキシコ系は19%、アジア系は4%であった。また、中学校では教師の84%、校長の95%は白人だった。小学校では教師の76%、校長の91%が白人だった。マイノリティが多い地域の学校ではマイノリティの教師の割合が増える傾向にあったが、多くの場合白人の校長が学校を支配していた。<sup>(6)</sup>

## 第2節 生徒懲戒と生徒・親・市民の改革要求

1950年代後半から1960年代生徒懲戒を実施し管理する方法と主体について学区の改革を主導したのはほとんどマイノリティの生徒、親、地域の活動家であった。<sup>(7)</sup> アフリカ系とメキシコ系のほとんどの生徒、親、活動家は白人の教師・校長の生徒懲戒はしばしば不公正で人種差別的であると批判し、教育委員会に対して教師・校長の生徒懲戒の裁量権を制限するよう要求した。学校教育の改善と白人の教師達の学校運営に対する管理強化を要求してストライキ、抗議、授業ボイコットを行った。<sup>(8)</sup>

1960年代後半アフリカ系とメキシコ系の多くの生徒、親、コミュニティの人々は自分達の学校の環境や教育の質に不満をもち、不平等な教育の実態を焦点にして学校設備の改善、学級規模の縮小、図書館やカフェテリアの整備、カウンセラー職員の増員、良質の教師の配置を要求し、また不平等な学校を維持する教育官僚制度の正統性を批判し、学校を管理する白人層の権限に異議を申し立てた。<sup>(9)</sup> 教師・校長から生徒懲戒の権限を学区教育委員会に委譲するために行った最初の学校への抗議活動で主な攻撃対象になったのは白人の校長であった。<sup>(10)</sup>

1960年代後半のロサンゼルス市の不平等な学校と白人教師の学校運営に反発する学校ボイコット運動は当時全米の他の地域で発生していた生徒やコミュニティの人々の学校に対する闘争と類似していたが、ロサンゼルス市ではきわめて大規模に広範に展開されていた。学校ボイコット運動は学校現場の教師・校長の権限に異議を申し立て、教師・校長の生徒懲戒の裁量権を狭める結果をもたらした。<sup>(11)</sup>

1960年代後半の市の生徒懲戒の権限の中央集権化はある程度学校に対する広範な政治闘争の結果であることが理解されなくてはならない。実際に学区教育委員会に対して教師・校長の生徒懲戒の管理権限を制限する方針を定めるよう強く要求した活動家達は、学区の貧困なマイノリティの生徒のための公平と尊厳の保障を求めている。他方、生徒懲戒の方針を定める学区教育委員会の役割を大きくすることを主張した教師・校長は各々の権威を守る取り組みの中で生徒懲戒の権限を学校、教室、社会一般における社会秩序を維持し改善するための主要な権限として考えた。<sup>(12)</sup>

こうして、1960年代はアフリカ系とメキシコ系の生徒と活動家達は生徒達のより平等な教育の保障とコミュニティの尊厳を求める取り組みの中で多くの要求を出した。その過程で、彼らは学区教育委員会に処分の軽重を問わず教師・校長の生徒懲戒の決定を

覆し教師・校長の裁量権を制限するよう要求した。これに対して、教育委員会は他のほとんどの要求については受け入れなかったが、生徒懲戒に関連する要求の一定部分を最終的には聞き入れた。<sup>(13)</sup>

### 第3節 教師達の要求

1950年代青少年非行や生徒の悪行の問題の広がりに対する不安が募る中で教師や教育専門職に対する批判が強まり、ロサンゼルス市小学校教員クラブ（Los Angeles Elementary Teachers Club）やロサンゼルス市高校教員協会（Los Angeles Teachers Association）の教師達は学区全体の生徒懲戒方針を正式に定めることで教室の教師の懲戒責任を限定することを求めた。<sup>(14)</sup> 教師達は教育委員会に対し問題を起こす生徒に治療的サービスを特別に行う領域を広めることによって特別な支援を行う教師以外の職員の生徒懲戒の役割を広げることを強調した。教師が教育に専念できる職務と生徒懲戒に関わる職務を明確に区別し、生徒の規律問題は個々の生徒の社会的・情緒的不適合の問題であり、こうした生徒には普通教室の教師の教育的専門性の範囲を超える治療的サービスが必要であると主張した。すなわち、生徒懲戒は教師・校長の個々の責任に委ねるのではなく生徒懲戒に関し集権化された統一的な規程に基づく学区全体の制度が必要であり、生徒懲戒は教師以外の専門職員によって行われる特別な職務とみなされるべきであることを主張した。<sup>(15)</sup> 教師達はまた、生徒懲戒の制度を根本的に改め教師の生徒懲戒の役割と責任について官僚的用語で正確に再定義することを求めた。教師達の提案は学校における生徒懲戒の専門化と集権化につながり、1959年春アメリカ合衆国で最初の学区全域の統一的な生徒懲戒の方針の採用につながった。そのうち教師達は彼らが進めようとした改革は生徒の振る舞いを改善したり生徒の規律問題を抑制するのにほとんど何もしていないことに気づき始めた。教師達は親代わり論の完全な回復ではなく生徒懲戒の官僚制度化を選択した。親代わり論の完全な回復は理論的には教師達に生徒懲戒の自治的権限（autonomy）を相当認めることになるが、実際には教師達を分断と孤立に追いやるようになると思われた、とカフカは指摘する。<sup>(16)</sup>

生徒懲戒は人種的に緊張する問題がしばしば交錯する領域だった。教師達はマイノリティの生徒や家庭との関係で社会的距離（social distance）が広がりあるいはそのことを認めた。これは教師達が親代わりとして職務を行うことを困難にした。同時に、教師の職務の責任について成文規程化を要求したが、これは親の権限が教師達に認める自治的権限を必然的に制約することになった。<sup>(17)</sup>

1960年代教師達はすでにきわめて弱くなっていた教師個々の権限という考え方を学区の官僚制度の強化と教師に対する制度的支援に換えることを基本的に求めた。教師達は生徒の規律の維持は教師の役割なのか次第に疑問をもつようになった。教師達は生徒の規律の維持の問題で自治的権限をしばしば望まなかったし、教師達の個々の裁量権の代わりに生徒の規律を維持する責任を軽減するよう強く求めた。<sup>(18)</sup>

1965年のマイノリティの若者とロサンゼルス市警との間で騒動が起き市内を暴力と破壊で混乱させ34人の死者を出した6年間に及ぶワッツ暴動は、ロサンゼルス市と市の学校の不平等と人種問題を浮き彫りにした。白人の教師・校長はますます自分達を暴力と生徒の反乱の潜在的犠牲者とみなし、他方生徒達は学校で学ぶことにますます懐疑心を募らせた。<sup>(19)</sup>

教師達はしばしば生徒、親、コミュニティの人々の利益に直接反して自らの利益を示し、学校に反抗する生徒を処分することで教師達を支援する対策をとるよう教育委員会に強く主張した。人種の問題をめぐる闘争はしばしば教師と生徒の利害をめぐって緊張度を高めた。郊外にある学校の白人の教師達は生徒と家庭に対する自分達の権限を強化する中央集権化した方針の制定を求めた。こうした意味で、ロサンゼルス市の生徒懲戒の権限をめぐる闘争は同時に教師と生徒、教師と家庭のそれぞれの関係性の形成と質のありようをめぐる闘争であった。<sup>(20)</sup>

教師達は自分達の専門的な責任を果たす教育に集中できるよう生徒懲戒の問題では教育委員会からの制度的支援を要求した。生徒懲戒が教育の主要な目的とみなされていた以前の時代と異なり、生徒懲戒と教育を区別しそれによってより限定的な用語で教育の広範な目的を枠づけることを求めた。<sup>(21)</sup> また、中央集権化した生徒懲戒の方針は学区のすべての規程や規則の内容を明確にし、最終的には教師の生徒懲戒の権限を強化することになるということであった。<sup>(22)</sup>

要するに、教師達の改革要求はまず第1に、生徒懲戒の中央集権化による学区全域の統一的・標準的な生徒懲戒規程の制定である。教師の生徒懲戒の権限と責任の規程化である。中央集権化した生徒懲戒の方針は教師・校長が自らの判断で生徒懲戒に関する規程と規則を実施することに比べてより公正で民主的であるというのが理由であった。<sup>(23)</sup> そして、生徒懲戒の根拠である親代わり論の放棄と生徒懲戒の裁量権の学区教育委員会への委譲である。すなわち、教師達は親代わりとしてではなく中央集権化された方針を学区官僚制度の一員として執行する職務を遂行することを選択したのである。<sup>(24)</sup>

第2に、生徒懲戒の問題は官僚制度の教育委員会に委ねて教師本来の教育に集中して責任を果たせるようにすることである。こうした議論の根底にあるのは生徒懲戒は少なくともある部分では学区全体の仕事であり、学校現場のとくに教師に生徒懲戒の責任を負わせることが期待されるべきではないということであった。<sup>(25)</sup>

こうして、教師達は学区全体の共通の生徒懲戒規程は生徒に期待する行いと懲戒規程と手続きを明確にすることで教室の生徒の振る舞いが改善すること、問題を起こす生徒のために特別な環境と支援を追加して用意することで学校内の社会秩序の回復に役立つことを主張した。<sup>(26)</sup>

#### 第4節 教育委員会の対応

1960年代学区教育委員会は時々教師・校長の生徒懲戒の裁量権を制限する中央集権

化した方針を定めることで教師達の要求に対応していた。<sup>(27)</sup> 学区教育委員会は生徒の振る舞いを監視し問題行動に対し処分を科す上でより大きな役割を負い、それまで教師・校長の職務の範囲内であった生徒懲戒の責任をますます負い、そして学校安全職員や市警の警察官等の教師以外の職員に対し生徒懲戒のより重い責任を委任した。その結果、教師・校長の生徒懲戒に関する責任と裁量権は縮小し、<sup>(28)</sup> また生徒懲戒を学校の教育の目的とは区別し、親代わり論という大原則を弱めることで解決された。<sup>(29)</sup> 教育委員会はそれまで伝統的に学校現場が処理していた生徒懲戒の問題を扱い、事案によっては教師・校長が下した生徒懲戒の決定を覆した。<sup>(30)</sup>

1960年代から1970年代にかけて、ロサンゼルス市の生徒懲戒の仕組みは変わった。生徒が守るべき規程と規則を制定しそれを実施する権限の多くを中央集権化した学区教育委員会に委譲した。学区教育委員会は教師・校長の生徒懲戒の裁量権を制限する方針を決め教育委員会の命令という形式で生徒懲戒の制度を定め、公立学校で学校安全職員の役割を大きく増大させた。教育委員会はほとんどマイノリティの生徒、親、コミュニティの人々の要求とほとんど白人の教師・校長そして地元の人々の要求とのバランスを図りながら対応した。<sup>(31)</sup>

1960年代ロサンゼルス市学区は地域の学校を改善し学校運営に対する発言権を得ようとするアフリカ系とメキシコ系の生徒とコミュニティの人々の活動に応え生徒懲戒の権限を学区教育委員会に中央集権化した。生徒と活動家は教育委員会に学校が下した懲戒処分の決定を却下することを訴えた時に教育財源の補充、多様な文化カリキュラム、マイノリティの教師・校長の雇用等の教育改革を多様に求めたが、学校に抗議する人々は生徒懲戒権を学校現場から中央集権化した学区教育委員会に委譲することを支援した。<sup>(32)</sup>

1970年代アメリカ合衆国のとくに都市部の学校ではギャングが関与する暴力、犯罪、違法薬物の使用問題に直面していた。<sup>(33)</sup> 学校で起こる犯罪と暴力の問題を憂う人々の苦悩はある程度は1960年代の学校の無秩序状態と生徒の学校への抗議活動に対する怒りの延長線上にあった。<sup>(34)</sup> 都市部の学校の校長の立場として暴力の問題は学校の問題であることを認める傾向にあり、校長は暴力の問題に対処するために学区と市政府当局に支援を求めた。その支援はより厳罰的な生徒懲戒規程の制定と学校安全施策の強化であり、問題を起こす危険な生徒をより長期間学校から排除できる権限を認めさせることであった。<sup>(35)</sup>

1970年代学校教育は学校で発生する犯罪と暴力の問題でしばしば非難され、1972年10月教育委員会は学校で凶器を所持する生徒に対して今日言われるゼロ・トレランス方針を定め、「生徒が学校の敷地に凶器を持ち込んだ場合は即座に停学処分と退学処分を科す手続きを開始する理由になる」ことを公表した。その後学区では、とくにアフリカ系の生徒が圧倒的に多数通学する学校で凶器や薬物所持を理由に停学処分と退学処分が増加した。<sup>(36)</sup> 学区教育委員会は生徒が犯罪を犯した場合停学・退学処分を命じ、アフ

リカ系とメキシコ系の生徒が大多数の学校ではとくに懲戒処分を執行するために地域の警察と学校安全職員にますます依存するようになった。こうした方針は教師・校長の親代わりの役割をいっそう弱め生徒懲戒の処分は事務的に処理され官僚化することになった。<sup>(37)</sup> 教師・校長は親代わりとしてでなく教師達の頭越して制定された規程と規則を遵守する学区の官僚制度の一員として懲戒処分を科した。こうして、生徒懲戒は公教育の目的から離れ、生徒懲戒がいっそう厳罰的な用語で定義づけられ、教師・校長には生徒の心身の成長発達を支援し生徒がより良い人生の選択ができるよう導くことではなく、処罰を執行することが期待された。教師・校長はこうした中央集権化したゼロ・トレランス方針の制定を支持し学校の安全施策の強化と警察官の配置を支持した。<sup>(38)</sup>

教育委員会は校長の生徒懲戒の裁量を制限するトップダウンの命令を発するとともに、防犯問題を改善する施策を実施し徹底することによって学校で起こる犯罪と暴力に対して断固として取り締まる対策を始めた。こうした施策は学校安全の名において実施されたが、それはまた学校の秩序を維持する責任を教師や教室から教育委員会に意図的に移行させた。学区が学校での犯罪や暴力に厳しく臨むキャンペーンでもっとも目立つ徹底した施策は学校安全職員を増員することであった。教育委員会の指導者達はこうした施策の急速な拡張を生徒と教職員の安全を名目に正当化し、また学校安全職員の配置は校長の生徒の規律を維持する職務を一定程度軽減することになるであろうことを強調した。校長は授業日のほとんどすべての時間を生徒の教育ではなく、「法と秩序」を維持する学校環境を管理する職務の遂行にあてていた。<sup>(39)</sup>

1970年代後半までロサンゼルス市統一学区は非常に集権化された意思決定と学校に配置する警察官の増員に非常に依存する厳罰主義の生徒懲戒の制度を実施し、まさに事実上のゼロ・トレランス方針を採用していた。<sup>(40)</sup> 1980年代後半から1990年代初めまで全米の学区や州では銃や薬物所持、暴力行為に対してゼロ・トレランス方針を定めていたが、1994年クリントン政権は連邦ガン・フリー学校法を制定し学校に銃を持ち込んだ生徒を少なくとも1年間退学処分にするを命じるゼロ・トレランス方針を定め、その後各州で銃の持ち込み以外にも規制対象を拡大して適用するゼロ・トレランス方針が制定された。このように、1994年以前にロサンゼルス市学区でもゼロ・トレランス方針を定めていたが、連邦ガン・フリー学校法でゼロ・トレランス方針を定めることによってアメリカ合衆国では生徒規律と生徒懲戒に関する新しい時代に入った。<sup>(41)</sup>

## 第5節 警察官の学校配置と生徒懲戒の警察化

1960年代ロサンゼルス市警は生徒の闘争や示威行動に介入していた。<sup>(42)</sup> 1960年代後半学校ボイコット運動は学区の学校安全職員（security officer、市警の銃を携行する制服警察官とは異なる職員）の増員という事態を間接的にもたらし、長年学校教育で主要な役割と考えられていた生徒の規律を維持する職務で教師以外の職員が果たす役割を大きくしていくことに寄与した。<sup>(43)</sup> ロサンゼルス市は他の学区と異なり、学校安全職員は

明らかに警察官とみなされ、大多数は元警察官であった。<sup>(44)</sup>

1970年代学校での警察官の配置は新たな事態ではなかったが、学校の安全あるいは生徒や教職員の安全という名目で制服警察官を学校に増員配置する施策が広まる中で学区教育委員会は市警とより強固な関係を築いた。<sup>(45)</sup> これは、学校の秩序を維持する権限と責任を教師・校長から警察に委譲し軽減を図り、教師・校長には本来の職務である生徒の教育に専念させることを意味した。その結果、生徒の規律を維持する職務に関し学校の教師・校長より警察官の権限が強大になり、警察官の取り締まりが教育でなく警察的取り締まりになり、生徒の犯罪・暴力予防ではなく生徒の逮捕が先行することになった。<sup>(46)</sup> 学校教育で治安警察的な政策が浸透していった。生徒の不品行に関する判断・解釈・決定については警察官や学校安全職員の権限が強くなり、このことは生徒懲戒の定義や生徒懲戒を決定する主体が変更することを意味している。生徒のどのような種類の行為が犯罪行為に該当するのか、事件が起こった時に学校安全職員はどのように対応するのか、学校安全の責任者はその定義とガイドラインを決める責任があったことから実際には学校安全の責任者が学区の方針を決めた。生徒の不品行に対する対処の仕方について校長が決定するのではなく、多くの場合もっぱら元警察官の学校安全職員が決定した。<sup>(47)</sup>

また、生徒懲戒の権限が学校や教室の場から離れ教師はますます学校外の機関で定められた規程と規則を実施することを期待され、教師と生徒の関係や教師と家庭の関係は学区の官僚的な組織の中でいっそう形式的な関係になった。そして、親代わり論はほとんど無関係になっていった。生徒懲戒は学校安全と生徒の処罰の問題となり、子どもの最善の利益の追求を目的とする教育的営為ではなくなっていた。<sup>(48)</sup> ロサンゼルス市の学校安全職員は学校の校長と密接に協力して職務を遂行するよう指導を受けていた。学校安全職員は校長が教育目的を達成するのを支援するために校長と連携して職務を遂行しているが、そもそも教師ではないので校長のために職務を遂行しなかった。<sup>(49)</sup>

また、学校に警察官が配置されることによって生徒の不品行が刑事用語で定義づけられる傾向が生じ、たとえば喧嘩は暴行、ゴミ箱の火事は放火、窓の破損は器物損壊か不法侵入、物品の遺失は窃盗と言われるようになった。学区と市当局は安全施策は教師を生徒の暴力から守るのに役立つことを強調し、教師を明らかに潜在的被害者とみなすことで親代わりとしての教師の役割を否認した。<sup>(50)</sup>

1970年代ロサンゼルス市警は公式には若者の犯罪の予防と減少を目的に学校との連携を始めたが、実際は生徒を逮捕し処罰することが目的だった。警察官は犯罪防止のために生徒を支援するのではなくしばしば教師達の職務の範囲を超えて生徒を処罰しようとした。そして、警察官が生徒をターゲットにして学校内外で生徒の振る舞いを監視することを認めることは、警察とコミュニティの関係がすでに敵対的であって学校当局が疑いの目でみられていたとくにアフリカ系とメキシコ系の地域では学校とコミュニティの関係を変化させた。警察官は教師・校長の代わりに生徒の規律を維持する責任を引き



受ける時親代わりではなく法執行職員として職務を遂行した。こうした意味では、1970年代の学区教育委員会と市警の連携は生徒懲戒において親代わり論の衰退を明らかにした。生徒の問題行動はもはや教育問題ではなく刑事問題になった。<sup>(51)</sup>

1970年代ロサンゼルス市統一学区のすべての警察官の職務は犯罪を犯した生徒を処分し犯罪を減少させることで学校を支援するために取り組まれた。この目標は生徒がより良い人生を選択できるよう導くことや、薬物売買に手を染める生徒を取り巻く環境の問題に取り組まないで犯罪を犯した生徒を通常学校から長期間排除する処分を科したりしばしば少年司法機関に送致する厳罰処分を科した。警察官には教師の親代わり論はもはや適用されなかったので警察官としての役割を学校で果たすことができた。学校は教師以外の学校安全職員と警察官が下す生徒懲戒の決定にますます従うことになった。<sup>(52)</sup>

## 第6節 体罰の禁止と親代わり論の終焉

1950年代教師達は学区教育委員会に対し中央集権化した生徒懲戒規程の制定を要求したが、教師の体罰については明確には言及しなかった。体罰はロサンゼルス市やその他のほとんどの地域で懲戒方法として合法だったがますます議論の対象にされようとしていた。ロサンゼルス市では体罰に対する不満の中には人種差別的な意味合いを含むものもあった。1950年代ロサンゼルス市の教師達がどれくらい多くの教師がどの程度頻繁に体罰を行使していたかは明らかではないが、生徒懲戒制度の改革を支持する様々な教員団体や委員会は体罰はすべて生徒懲戒の効果的な方法ではないとして推奨しなかった。しかし、教師達は体罰を行使する権利を守るよう求め、親代わり論を成文化する学区教育委員会の方針は体罰を行使する権利について体罰の行使に異議を唱える親等に伝えることができるだろうと主張した。<sup>(53)</sup> カフカによれば、体罰賛成論は体罰を親の権威の象徴として捉え、体罰反対論の多くは体罰を白人教師の生徒に対する虐待の兆候とみなしていた。<sup>(54)</sup>

市学区教育委員会は体罰の禁止を提案していた。これに対して学校の校長達は体罰禁止の決定を延期するよう求めた。理由は学校の教職員には適切な規律を維持するために可能なすべての代替手段が必要であり、教育委員会は各地の学校コミュニティに生徒の規律を適切に維持する方法とその実施について定める規程と規則を制定することを認めるべきであるということであった。こうした各地の学校コミュニティに新たな権限を認める提案は認められなかった。1975年教育委員会は市の学校での体罰の行使の禁止を決定し、学区職員に手に負えない生徒に規律を守らせる代替的方法の検討を指示した。<sup>(55)</sup>

教師の体罰は全米で厳しい攻撃にあっていた。カリフォルニア州は事前に親の同意を得ることを条件に定め教師の体罰を行使する権限を制限する法律を制定した。<sup>(56)</sup> 体罰の禁止に反対した保守的な教師のグループは体罰を禁止する教育委員会の決定は生徒の規律の問題を悪化させると予想した。教育委員会は体罰の行使を禁止する際に体罰

の行使について学校現場の裁量を認める要求を否定し、長年維持されてきた親代わり論の原則はもはや学校では通用しないことを認めた。ロサンゼルス市の親代わり論の終焉は裁判所の判決や生徒の権利を認める制度上の変化の論理的結果ではなかった。1970年代は実際にロサンゼルス市では他の多くの都市と同じように、学校での犯罪や暴力問題に対する懸念が生徒の権利に関する懸念を凌駕していた。<sup>(57)</sup>

学区教育委員会は1975年に体罰の行使を禁止するまでロサンゼルス市と全米の多くの地域では親代わり論は生徒懲戒の大原則としては消滅していた。懲戒のために体罰が用いられる環境で育てられる子どもは教師や学校教職員の体罰で扱われることは可能である。しかし、親代わり論は生徒数が多い義務教育の大規模学校では機能しないし体罰は学校の権限に属しない。体罰反対論者は体罰による子どもの長期に及ぶ心理的影響について議論を提示した。1970年代ロサンゼルス市の学校の体罰をめぐる論争は教師・校長の権限の解釈をめぐる論争だった。<sup>(58)</sup> ロサンゼルス市の校長達は体罰の禁止とすることが意味する親代わり論の後退に反対した。体罰の行使は生徒の規律ある行為を維持するために重要であり、体罰を禁止することは社会の価値観に異議が唱えられ変化しつつある当時の多くの学校が直面している困難な状況を混乱させ悪化させるだけであるという理由からであった。<sup>(59)</sup>

## 第7節 生徒の権利と教師・校長の生徒懲戒権

生徒懲戒に関する管理が学校現場の教師・校長から集権化された教育委員会当局に委譲した理由でもっとも一般的に示されている理由として生徒の学校内の一定の権利を認める1960年代と1970年代の連邦最高裁判決（ティンカー対デュー・モイン独立学区事件とゴス対ロベス事件）が言及されている。弁護士、社会批評家、研究者等の注釈によれば、生徒の権利の法的是認は教師・校長が親代わりとして職務を遂行する権限を脅かすことになり、学校の秩序を維持するために以前用いられていた規程と規則によらない教師・校長の生徒の間の人間関係の中での指導に代えて生徒懲戒に関する規程と規則を公式に制定することを学校制度に強いることになった。<sup>(60)</sup>

1960年代と1970年代連邦最高裁は生徒の権利を認めたが、生徒の権利を守る運動はロサンゼルス市の生徒懲戒の中央集権化した方針の制定に重要な役割を果たさなかったように思えるとカフカは指摘する。<sup>(61)</sup> その運動は確かに1980年代と1990年代に高揚しなかった。この時期は全米で犯罪や薬物に厳罰で臨む政策が進められ、学校の生徒懲戒でもゼロ・トレランスの考え方が全米で注目されていた。司法による生徒の権利の承認は、政治的市民的指導者にとって学校現場の教師・校長の生徒懲戒の裁量権を制限する方針の制定を求める正当化理由として役立った可能性もあるが、彼らは生徒の権利を保障するためではなく生徒の権利を認めないために取り組んだのである。

## 第2章 生徒懲戒制度の概評とゼロ・トレランス方針廃止論の視点と課題

### 第1節 生徒懲戒制度の概評

ロサンゼルス市学区のゼロ・トレランス方針の制定経緯と背景を歴史的に検証しているカフカの問題意識は、「生徒懲戒の定義は主観的であり文化的に特定のである。生徒懲戒は特定の価値観に基づいており、学校教育の脈略で言えば教育の目的をいかに理解するかということと本質的に結びついている。それ自体しばしば論争になる問題である」とするウィリアム・バグリーの指摘に依拠している。<sup>(62)</sup>そこで、アメリカ合衆国の生徒懲戒制度を遡及的に論じているカフカの概評の要所をおさえつつ、ゼロ・トレランス方針以前・以後を比較的に考察する。

まず、ゼロ・トレランス方針以前の生徒懲戒について次のように指摘している。「アメリカ合衆国の歴史の中で多くの場合、生徒の規律に関わる問題は各学校で教室の教師・校長が対処してきた。20世紀に入り長い間学校は専門家の官僚制度に組織化され中央集権化した学区教育委員会・教育長は教育指導上の事項に関してトップダウンの決定命令を発していたが、生徒の規律維持の問題は常に学校現場で処理する問題であった。教師・校長は適切であると考える行為規範と生徒に期待する行いについて定め、……そして学校が適切と考える方法で行為規範と生徒に期待する行いについて実践できる相当程度の自治的権限が与えられていた。これまで生徒の行為規範と生徒懲戒の方法に関する規程が定められていない場合でも教室や学区を問わず非常に類似していた。こうした類似性にもかかわらず、比較的最近まで個々の教師・校長は生徒懲戒でかなりの裁量権を有していた。教師は生徒が教師等の管理下に置かれている時に親代わりとして職務を行うという、親代わり論なる長年に及ぶ法理論のもと、教師・校長は生徒の親が同意していない場合でも懲戒処分を科す時には生徒の最善の利益を考慮していると仮定されていた」。<sup>(63)</sup>

また、次のようにも言う。「生徒懲戒はアメリカ合衆国の公立学校教育では常に議論の対象となる概念であり、時々においてきわめて懲罰的できわめて差別的であった。問題が多いとみなされた生徒はしばしば学校から排除され、生徒の多くはこれまでマイノリティの生徒であり公立学校から排除されたり人種隔離の学校や教室に監禁された。……こうした不公平で不正義な問題はあがあるが、生徒懲戒に関する比較的初期の認識では生徒は学習面でも社会的・道徳的にも教育可能な存在であるとみなしていた。教師と学校は生徒に身の振る舞い方について教育することを期待されていた」。<sup>(64)</sup>「生徒懲戒は常に学校教育の論争的なテーマだったが、アメリカ合衆国の生徒懲戒の大半の歴史で公教育の中核的職務であり教師・校長の中核的責任とみなされていた」。<sup>(65)</sup>

他方、ゼロ・トレランス方針以後の生徒懲戒について次のように指摘している。「ゼロ・トレランス方針は親代わり論を根拠にしていない。教師・校長は親としてではなく、学

区・州・連邦当局によって制定された規程と規則の代理人として振る舞うことが期待されている。実際にゼロ・トレランス方針は明らかに教師・校長の個々の裁量権を制限することが意図されている。ゼロ・トレランス方針は生徒の一定の不品行を教師・校長が大目に見ることを禁止し、教師・校長は生徒懲戒の管理権限を学区、中央集権化された教育委員会、州立法府に与えている。この意味では、ゼロ・トレランス方針は生徒懲戒権を学校・教室外に意図的に位置づけ、生徒懲戒を学校教育の広い教育の目的と分けている。したがって、ゼロ・トレランス方針はアメリカ合衆国の生徒懲戒の執行・規程・一般的な基本理念において重要な転換を示している」、<sup>(66)</sup>「今日生徒懲戒の教育の目的は処罰制度によって失墜している。ゼロ・トレランス方針は、生徒に心身の適切な生活習慣について教えるのではなく、校則を遵守できず期待する行いができない生徒を厳格に処罰することを目的としている」。<sup>(67)</sup>

さらに述べている。「実際に、ゼロ・トレランス方針がもつ硬直性は教師・校長が生徒懲戒を教育的観点から捉えることを多くの場合妨げている。ゼロ・トレランス方針はしばしば常識に背き生徒を学校から長期間排除し、そして生徒と教師が教育的で支援的な関係になることを妨げる仕方では集権化された権限によって制定され執行されている」、<sup>(68)</sup>「ゼロ・トレランス方針は処罰を生徒の振る舞いを訓練する手段として利用し、教師個々の判断ではなく集権化した規程と規則に基づいて規律を定める。しかし、ゼロ・トレランス方針はアメリカ合衆国の生徒懲戒制度のほとんどの歴史からの逸脱を意味している。中央集権化した方針を執行するために教師・校長から生徒懲戒の管理権限を委譲し学校安全職員や警察官等の教師以外の職員にある程度依存することで規程と規則の執行と共にアメリカ合衆国の生徒懲戒の目的に関し重要な転換を示している……」。<sup>(69)</sup>

カフカが以上のように特徴づけるゼロ・トレランス方針以前・以後の生徒懲戒のあり方を、生徒観、生徒と教師・校長の関係、生徒懲戒の目的・権限・方法に着目して比較的に整理すれば、以下の通りである。すなわち、第2次世界大戦直後まで生徒懲戒は懲戒を受ける生徒の教育や更生の可能性を継続的に追求しようとしていること、生徒懲戒が学校教育の重要な目的でありその職務を教師・校長に委ねていること、親からその権威を委譲されている教師・校長は親代わりとして生徒懲戒の権限を行使していることである。これに対して、1950年代以後のゼロ・トレランス方針は懲戒を受ける生徒の教育や更生の可能性を非寛容的にとらえ教室・学校からの排除措置・処分を優先させていること、教師・校長がその権限を委譲した官僚制度の教育委員会の代理人として生徒懲戒権を行使していること、生徒懲戒に警察官・学校安全職員が関与し厳罰化していること、生徒と教師・校長の関係を法執行の論理が支配し教育機関としての学校の権威と教育の目的が失墜していることである。

## 第2節 カフカのゼロ・トレランス方針廃止論の視点と課題

カフカは、以上のようにゼロ・トレランス方針を批判するが、ゼロ・トレランス方針

以前の生徒懲戒のあり方を理想化する必要はないと指摘している。<sup>(70)</sup> カフカは、生徒懲戒の権限・目的・方法が大きく変容したゼロ・トレランス方針に代わる生徒懲戒のあり方を探り、それに必要な視点と課題を3点示している。

第1に、カフカは学区教育委員会に集権化した生徒懲戒の権限を学校現場の教師・校長の権限として復権させるべきであるとして、「生徒懲戒の権限を学校現場に難なく戻す唯一の方法は生徒懲戒をもう一度学校教育の重要な目的とし教師・校長の中核的な職務にすることである」<sup>(71)</sup> と述べる。カフカは、今日教師・校長の職務が学力テストの成績を向上させることに偏重することで生徒懲戒の職務が軽視されていることを問題にして言う。「今日のゼロ・トレランス方針をめぐる環境は、教師・校長は生徒の学力テストの成績を十分上げることができずますます攻撃され、教師達が教職に在職できる保証が学力テストの成績と結びつけられる可能性がある時に、生徒懲戒の責任を新たに受け入れそうにもなくそのような責任から怯ませようとしている」、「私たちが教師・校長が生徒懲戒でより大きな権限を持ち生徒の心身の発達を保障するためにより大きな責任を負うことを望むならば、私たちは生徒懲戒を教師・校長の職務の中心に置き、教師達はその職務をうまく遂行できるよう十分支援する必要がある」<sup>(72)</sup>。このように、カフカは生徒懲戒を教育本来の目的として意義づけその権限を行使する教師・校長の職務を取り巻く環境を整備し生徒懲戒の職務を支援する必要を強調している。

第2に、カフカは中央集権化したゼロ・トレランス方針の人種差別的な適用実態を批判し次のように述べる。「ロサンゼルス市の例で明らかなように、生徒達は自分達の憲法上の言論の自由を要求したことが理由で親代わり論が消滅したのではない。地域コミュニティのとくにマイノリティの人々が自分達の子どもの権利を保障すべく教師達の職務に信頼を置けなかった。親と生徒は教師達の生徒懲戒の裁量が人種差別的であると思えた時に、中央集権的な生徒懲戒制度の方を選択した。それにもかかわらず、ゼロ・トレランス方針は教師・校長と家庭との間に社会的距離を置き教師・校長が生徒懲戒の決定の責任から逃れることを可能にし、生徒懲戒の人種的不公平の問題が具体化しかつ悪化するのに役立ってきた」。その上で、教師・校長が生徒懲戒の権限を正当に行行使するために、生徒懲戒が教師・校長の専権の権限ではなく教師・校長、親、地域コミュニティの人々の協力・支援関係を前提として行使される権限であることに論及し「教育委員会から学校現場に生徒懲戒の権限を適切に復権させる (decentralized) 制度で、教師・校長、親、地域コミュニティの人々との相互信頼が必要である。……トップダウンのゼロ・トレランス方針をコミュニティの人々と生徒達を含む現場に根ざした民主的な学校ガバナンス制度に置き換えることで、教師・親・生徒の各々の利益により資することが可能であろう。しかし、この種の制度は学校機関、教師・校長、コミュニティの人々の相互の信頼関係を築き上げる努力をしなればうまくいく可能性はないであろう」<sup>(73)</sup> と述べている。

第3に、カフカはゼロ・トレランス方針が政治的社会的作用の産物として制定された

ことを踏まえつつ、ゼロ・トレランス方針がもたらす生徒懲戒の人種的格差が生徒の学力格差や社会経済的格差と連関している現状を憂慮する。その上で、カフカはゼロ・トレランス方針の廃止の可能性を探る。すなわち、「ゼロ・トレランス方針の歴史から引き出されるべきおそらく最も重要な教訓は、ゼロ・トレランス方針が他に優越する生徒懲戒の方針として不可避ではなかったし、学校で生徒達を最大限の尊厳をもって扱うことを信託されていることの必然の結果でなかったことである。ゼロ・トレランス方針は政治的社会的作用の産物であったし、そうした作用はゼロ・トレランス方針を廃止するために用いることができる」。(74)

以上のように、カフカのゼロ・トレランス方針廃止論は理念・運動論にとどまるが、カフカは生徒の学力の向上に偏重しその妨げとなる生徒を排除する教育から生徒の成長発達を包摂的に追求する教育へ立ち戻り、また生徒懲戒の職務と権限を教師・校長に戻し、その権限の公正で適正な行使のために生徒懲戒の指導力の向上等の環境整備がきわめて重要であるとしている。そして、生徒懲戒を教師・生徒・親・コミュニティの市民の相互信頼あるいは合意形成を図る関係で成り立つ民主的で閉鎖的でない制度に改革する視点と課題を提起している。

## おわりに

本稿では、カフカのゼロ・トレランス方針の制定を先導したロサンゼルス市学区の事例の歴史的検証を踏まえ、生徒懲戒の教育目的が変質し生徒懲戒の権限主体と方法が変わり、生徒の教育の可能性を追求する教育的営為ではなく生徒の教育の可能性を封じる警察的施策へと転換していく動態を考察した。カリフォルニア州・ロサンゼルス市学区では、教室・学校の規律を維持するために教師・校長が生徒懲戒の方法として行使する体罰が違法とされたが、その代わりに生徒を教室・学校から排除する措置を合法化したのがゼロ・トレランス方針である。(75) そして、ゼロ・トレランス方針の背景に、生徒懲戒を民主的で公正にするためにその権限を集中的に管理する学区教育委員会に託した親・生徒・市民等と教師達の要求があった。教師達はまた、生徒の規律問題に警察官等が関与することも容認した。それによって、硬直的で問答無用のトップダウンの生徒懲戒が現場の教師・校長の裁量権を奪い差別的な適用を拡大させる結果を招いたのである。

ゼロ・トレランス方針を先導したロサンゼルス市学区がゼロ・トレランス方針を率先して見直している近年の動向にも触れておきたい。2014年1月オバマ政権(当時)はゼロ・トレランス方針が人種差別的にかつ過剰に適用されている実態を批判し、生徒の暴力行為等の事前予防と悪化防止を目的に修復的司法等の代替策を奨励する政策を発表した。(76) カリフォルニア州は授業中の居眠りや教師に対する口答え等の比較的軽微な不品行が州教育法 48900 条 (k) (1) 項が定める「教師に対する故意の反抗」(willful defiance)<sup>(77)</sup> に当たるとして多数の生徒が停学処分を受けている状況を憂慮し、2014年

9月全米の州で初めて幼稚園から小学校3年生の生徒に対する校内・校外停学処分と、幼稚園から高校3年までの全学年の生徒の退学処分を禁止した。「教師に対する故意の反抗」という包括的な (catch-all) 規定を根拠に教師・校長の主観的判断で処分を科す生徒懲戒権の行使に歯止めをかけたのである。<sup>(78)</sup> 生徒の停学・退学処分はドロップ・アウトや非行につながりひいては刑務所に送られる「学校から刑務所へのパイプライン」現象を解消するための生徒懲戒の改革はカリフォルニア州で教育政策の優先課題であった。<sup>(79)</sup> さらに、ロサンゼルス市学区はカリフォルニア州で最初の学区として「教師に対する故意の反抗」を理由にした停学・退学処分をサンフランシスコ市学区と共に禁止した。<sup>(80)</sup> ロサンゼルス市学区の改革は全米でリーダーシップを発揮する改革として評価されている。<sup>(81)</sup> 停学・退学処分ですべて生徒を教室・学校から排除しないで教室・学校に留め置き教育を継続し暴力行為等の再発防止と更生に努める修復的司法の実践が奨励され、同時に教師・校長・警察官の生徒懲戒の指導力向上の研修が重視されている。<sup>(82)</sup>

ロサンゼルス市学区のゼロ・トレランス方針の見直しではまた、警察官が生徒懲戒に関与する方法と処分内容も改められた。軽微な違反行為をした13歳から17歳の生徒に対する警察官による裁判所への召喚状の発給を禁止し生徒を学校から排除したり裁判所に送らないでカウンセリングや校長による懲戒を受けることにした。<sup>(83)</sup> カリフォルニア州教育法と2013年に制定されたロサンゼルス市学校風土権利章典 (School Climate Bill of Rights) でゼロ・トレランス方針に基づく停学・退学処分を回避し在学を継続し生徒の教育の保障と更生を目的に義務づけている主要な取り組みが修復的司法の実践である。<sup>(84)</sup> ロサンゼルス市学区の改革では生徒懲戒の意義を排除から包摂へ、責任追及から関係修復へと捉え直す試みが模索されている。

最後に、discipline (懲戒) の語源に遡り敷衍すれば、たとえば『処罰よりも懲戒—学校における修復的司法の成功と取り組み』の著者・トレヴォー・W・ガードナーはdiscipline (懲戒) はlearn (学ぶ) を意味するラテン語の動詞 *discere* と *pupil* (生徒) を意味する主語 *discipulus* に由来すると述べている。<sup>(85)</sup> ガードナーによれば、懲戒とは修復的司法の文脈で言えば生徒が自らを生徒の地位、すなわち生徒が自らの行いから学ぶために振りかえる地位に置く過程である。あるいは、ゼロ・トレランス方針を批判し生徒懲戒の代替策を提言しているニューヨーク市民的自由連合等がまとめた『教育の妨害—ニューヨーク市公立学校における停学処分の増加』(2011年)によれば、discipline はteach (教える) とcomprehend (理解する) を意味するラテン語に由来するとしている。<sup>(86)</sup> いずれにしても、懲戒 (処分) を受ける生徒の権利を踏まえた生徒懲戒の教育的意義を究める上で示唆深い指摘である。結論を言えば、生徒懲戒は教師・校長が生徒の責任を一面的に追及する一方向的な権限行使ではなく生徒・親等の当事者の意見表明と参加が適正に保障される双方向的で原因究明的な手続きであり、そのなかで生徒が過ちから学ぶ過程であることを原点に据えることが重要である。

**【注】**

- (1) Judith Kafka, *The History of “Zero Tolerance” in American Public Schooling* (palgrave macmillan 2011).
- (2) Id., at 11. カフカの研究とゼロ・トレランス方針の日米の相違について、Eriko YAMABE, *Missing Pieces in the Japan Argument on “Zero Tolerance” Policies in Schools*, 『日本教育学会第72回大会発表要旨集』掲載、2013年8月30日発表、352-353頁。
- (3) Id., at 10.
- (4) Id., at 10.
- (5) Id., at 11-12, at 78-79. 親代わり論 (in loco parents) は、「学校は親に代わって子どもを保護し教育する限りでは、子どもの自由が奪われても人権侵害にはあたらない……」とする理論である、坪井由実『アメリカ都市教育委員会制度の改革—分権化政策と教育自治—』勁草書房、1998年、237頁。
- (6) Id., at 12, at 78.
- (7) Id., at 78.
- (8) Id., at 77. カフカは同書で生徒懲戒の権限主体として、教師・校長等を総称する「教育者」(educators)、「教師・校長」(teachers and principals)、「教師」(teachers) の用語を多用している。カリフォルニア州教育法 (California Education Code) 48900条では教師が生徒を教室から排除できる措置 (停学処分ではなく日本の場合の出席停止措置に相当する) と校長の権限に基づく停学・退学処分の2種類定めている。本稿では同条を踏まえて基本的に「教師・校長」を用いる。
- (9) Id., at 78-79.
- (10) Id., at 82.
- (11) Id., at 81-82.
- (12) Id., at 95.
- (13) Id., at 10.
- (14) Id., at 55, at 61, at 120. カフカは同書でLos Angeles teachersと総称しているが、本稿では校長を含み教師達と訳している。本文でも記しているように、校長・教師の圧倒的多数は白人であったが、マイノリティの教師達のマイノリティの生徒に対する意識については同書では言及はない。
- (15) Id., at 55.
- (16) Id., at 56. ロサンゼルス市の教員組織は一枚岩的なグループではなかった、at 89.
- (17) Id., at 77.
- (18) Id., at 11, at 75, at 77.
- (19) Id., at 16, at 80-81.
- (20) Id., at 95.
- (21) Id., at 63.
- (22) Id., at 67.
- (23) Id., at 65-66.
- (24) Id., at 62, at 65.
- (25) Id., at 67.
- (26) Id., at 68.
- (27) Id., at 10-11. ロサンゼルス市学区は1961年幼稚園から中学校までを管轄する学区 (Los Angeles School District) と高校を管轄する学区 (Los Angeles High School District) の2学区が統一しロサンゼルス市統一学区 (Los Angeles United School District) となった。
- (28) Id., at 106.



- (29) *Id.*, at 76.
- (30) *Id.*, at 86.
- (31) *Id.*, at 93.
- (32) *Id.*, at 121.
- (33) *Id.*, at 99.
- (34) *Id.*, at 103.
- (35) *Id.*, at 105.
- (36) *Id.*, at 106.
- (37) *Id.*, at 121.
- (38) *Id.*, at 99.
- (39) *Id.*, at 109.
- (40) *Id.*, at 11.
- (41) *Id.*, at 124. 拙稿「学校暴力と厳罰主義—アメリカのゼロ・トレランスの批判的考察」『大東文化大学紀要（社会科学）』第41号、2003年3月、155頁、157頁。
- (42) *Id.*, at 112. ロサンゼルス市は1970年代末までに全米で最大の警察力を有する市の一つであった、at 16.
- (43) *Id.*, at 82. カリフォルニア州では法執行職員は、地方警察官、学区警察官、保安官等を指す。その他、連邦プログラムの学校リソース職員（*school resource officer*）として学校安全職員が学校に配置されている、拙稿「アメリカにおける学校の警察化と法執行としての教育」愛敬浩二他編『現代立憲主義の認識と実践 浦田賢治先生古希記念論文集』日本評論社、2005年、176頁。
- (44) *Id.*, at 110. ロサンゼルス学校警察局（*LASPD*）は現在アメリカ合衆国で最大の学校警察局であり、ロサンゼルス市統一学区では410人以上の逮捕権限があり銃を携行する警察官（*sworn police officers*）と、101人の逮捕権限がない学校安全職員（*non-sworn school safety officer*）と、34人の民間支援職員（*civilian support staff*）が職務を遂行している、*LASPD*のホームページ参照。
- (45) *Id.*, at 112.
- (46) *Id.*, at 109.
- (47) *Id.*, at 110. 学校安全職員は通常制服を着用し銃を携行している、*Emmeline Taylor, Surveillance Schools : Security, Discipline and Control in Contemporary Education*, 24 (*palgrave* 2013).
- (48) *Id.*, at 96.
- (49) *Id.*, at 109-110.
- (50) *Id.*, at 96, at 110.
- (51) *Id.*, at 112.
- (52) *Id.*, at 114.
- (53) *Id.*, at 68.
- (54) *Id.*, at 116.
- (55) *Id.*, at 97.
- (56) カリフォルニア州は1986年体罰を無条件で禁止した、片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究』風間書房、2008年、140頁。なお、カリフォルニア州教育法49000条参照。
- (57) *Id.*, at 98.
- (58) *Id.*, at 114.
- (59) *Id.*, at 115.
- (60) *Id.*, at 7, at 130n30.

- (61) *Id.*, at 122.
- (62) *Id.*, at 17. ウィリアム・バグリーの研究として、*School Discipline* (Macmillan Company 1916) が挙げられている、*Id.*, at 133n1.
- (63) *Id.*, at 6.
- (64) *Id.*, at 120.
- (65) *Id.*, at 10.
- (66) *Id.*, at 6-7.
- (67) *Id.*, at 120.
- (68) *Id.*, at 125.
- (69) *Id.*, at 18.
- (70) *Id.*, at 120.
- (71) *Id.*, at 125.
- (72) *Id.*, at 125.
- (73) *Id.*, at 126.
- (74) *Id.*, at 126.
- (75) 全米で体罰を条件付きで認める州・学区では、教室で生徒の面前で行われていた体罰が学校管理職・校長室で行われる方法に変わった。体罰が生徒の面前で行われる場合他の生徒の学習時間が失われることを避けるためでもあった。他方、それによって体罰の抑止的・見せしめの効果が失われることになった。また、1975年ゴス対ロペス事件で最高裁が短期間（10日間以下）の校外停学の場合でも生徒の聴聞と告知の権利を保障すべきであると判決し、停学は校内での処分（出席停止に相当）が多くなった。校内停学処分は生徒が校内で学習を継続しつつ更生をめざす処分であるが、1980年代のレーガン政権下で学校の暴力問題が憂慮され、校外停学・退学処分が多数科された、Jill Richards, Comment: Zero Room For Zero Tolerance: Rethinking Federal Funding For Zero Tolerance Policies, 30 *Dayton L. Rev.* 91, 94-96 (Fall 2004); Sheena Moisbee, Comment: Zeroing Out Zero Tolerance: Eliminating Zero Tolerance Policies in Texas Schools, 40 *Tex. Tech. L. R.* 325, 330 (Winter 2008).
- (76) 拙稿「アメリカ合衆国のゼロ・トレランスの見直し政策—生徒の学力保障と修復的司法の実践」【人間と教育】85号、2015年春、旬報社、20頁以下。
- (77) Education Code Section 48900.5 (k)(1), California Compilation of School Discipline Laws and Regulations 21 (prepared : April 3, 2019).
- (78) Sandra Hernandez, Eliminate Student Suspensions for Minor Misbehavior, ACLU of Southern California, September 27, 2014.
- (79) *Id.*
- (80) Susan Ferriss, Los Angeles School Board Cracks Down on Suspensions for Minor Infractions, Juvenile Justice Information Exchange, May 17, 2013.
- (81) *Id.*
- (82) Ferriss, *supra* note 80. カリフォルニア州教育法48910条 (a) は「教師は教室から生徒を停学処分にすることができる。」、48900.5条 (a) は「停学処分は生徒の行いを修正する他の措置が適切な行為をもたらすことができなかつた場合にのみ科される」と定め、「他の措置」として、(1) 学校教職員、生徒の親あるいは後見人、生徒が参加するカンファレンス、(2) スクールカウンセラー、心理士、ソーシャルワーカー、児童福祉職員、その他学校支援職員への照会… (5) 社会的スキルあるいはアンガー・マネジメントを学ぶプログラムへの参加、(6) 修復的司法の実践プログラムへの参加、等を掲げている。カリフォルニア州教育法48900条 (k) (1) 「教師に対する故意の反抗」を理由に「教師が生徒を教室から停

学（出席停止）を命じる時、教師は適切な措置をとるために直ちに校長に報告しなければならない。そして校長は生徒を停学処分にするか教室からの停学の間校内での在学措置かを決定しなければならない」と定めている、California Compilation of School Discipline Laws and Regulations. *supra* note 77, at 16, at 17; Los Angeles Unified School District Handbook of Parent Student 2018-2019, 32, 35.

- (83) Renee Lewis, LA schools to end zero-tolerance policies and criminalization of students, AL Jazeera English, August 19, 2014. 召喚状を発給された年少の生徒の大部分は喧嘩や人を脅す乱暴な言葉遣いを含む秩序紊乱が理由である。7歳・8歳の生徒にも召喚状が発給され多くは罰金刑を科されている。
- (84) Editorial, Moving past zero tolerance in L.A., Los Angeles Times Aug. 20, 2014. Thalia Gonzalez, Restorative Justice From the Margins to the Center: The Emergence of a New Norm in School Discipline, 60 How. L.J. 267 (Fall 2016). なお、アメリカ合衆国でもっとも厳しいゼロ・トレランス方針を定めているテキサス州は2000年代に入りゼロ・トレランス方針を緩和している。学区教育委員会が学校に生徒の自己弁護、非行の意図、処分の前歴、障害の程度等に関し情状酌量を奨励したり義務づけ、警察官や学校安全職員が修復的司法や感情コントロールの方法等を学ぶ研修の必要を定める法改正が行われている、Rebecca Morton, Note: Returning “Decision” to School Discipline Decisions: An Analysis of Recent, Anti-Zero Tolerance Legislation, 91 Wash. L. Rev. 757 (2014); Sarah E. Redfield and Jason P. Nance, Article: American Bar Association: Joint Task Force on Reversing the School-to-Prison Pipeline, 47 U. Mem. L. Rev. 4, 157 (Fall 2016). テキサス州のゼロ・トレランス方針と停学・退学処分を科された生徒の代替教育プログラムについて、拙稿「アメリカ・テキサス州の生徒排除処分と代替教育プログラム」『季刊教育法』129号、2001年6月、55頁以下。
- (85) Trevor W. Gardner, Discipline Over Punishment: Successes and Struggles with Restorative Justice in Schools, 4 (Rowman & Littlefield 2016).
- (86) The New York Civil Liberties Union and The Student Safety Coalition, Education Interrupted: The Growing Use of Suspension in New York City Public Schools, 6 (2011). ニューヨーク市のゼロ・トレランス方針の見直しについて、拙稿「ニューヨーク市生徒懲戒方針の改革—ゼロ・トレランスから支援的・予防的生徒懲戒へ—」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第55号、2017年3月、1頁以下。